

## 基本計画の議決事件と施策指標・目標値について

### 1 指標・目標値の総合計画での掲載方法

指標設定の目的：進行管理を数値で表すことができる分かりやすい計画とするため

指標・目標設定の分類	メリット	デメリット
<p>指標・目標値を議決の範囲としないケース</p>	<p>① 各指標を一覧にし、総合計画の附属資料とすることで、施策間の指標の比較ができる</p>	<p>① 施策の全体像の分かりやすさからは後退する (別のところを見る必要)</p> <p>② 市民や事業者へのメッセージ性が弱くなる</p> <p>③ 議会提案の条例が基本計画を議決事件とした意図への考慮</p>
<p>指標・目標値を議決の範囲とするケース</p> <p>指標・目標値の考え方を整理</p> <p>① 地道な（継続した）努力で、上昇させる長期的な目標</p> <p>② 分野別計画の指標との役割分担</p> <p>分野別計画に委ねるもの ・個別具体的なもの ・目標値を更新するもの</p> <p>③ 市民意識が変わってはじめて上昇傾向となる指標</p>	<p>① 課題⇒目標⇒到達点を測る指標という一連の道筋が一目で分かり、施策の意図や全体像をつかみやすい</p> <p>② 工夫次第で市民に対してのメッセージ性を高めることができる</p> <p>③【メッセージ性向上例】 意識調査による満足度評価を指標に組み入れ、市民満足度の向上を全体のキーワードとしてクローズアップ ⇒ 指標の内容の精査が必要</p>	<p>① 計画検討過程で、本来の論点と異なる議論になり、策定スケジュールに影響をきたす懸念がある</p> <p>② 分野別計画の策定期間、計画期間が異なり、指標の更新の際に議決を経て変更ということになる懸念がある</p>

2 基本計画を議決事件としている市の目標値設定の状況

自治体名	計画開始年	施策指標 目標の掲載	備考（4市にヒアリング）
① 三田市	平成24年度	○	平成24年9月議会で議決 (1) 部門別計画等の中途での名称変更など、軽微な変更については、変更は現実的ではないと考えている。変更しない予定 (2) 他の分野別計画との指標の整合についての議論はなかった 【人口 114,364人 平成24年10月1日現在】【兵庫県】
塩尻市	平成17年度	○	【人口 67,625人 平成24年10月1日現在】【長野県】
② 木津川市	平成21年度	×	木津町、加茂町、山城町の合併の際の新基本計画に基づき総合計画を策定しているということもあり、指標の設定まで至っていない 【人口 71,194人 平成24年10月1日現在 京都府】
鳥羽市	平成23年度	○	【人口 20,577人 平成24年9月1日現在】【三重県】
上越市	平成23年度	○	【人口 201,153人 平成24年10月1日現在】【新潟県】
鹿島市	平成23年度	○	【人口 30,474人 平成24年9月1日現在】【佐賀県】
③ 野洲市	平成24年度	×	(1) 平成19年度に総合計画を策定したものを、途中で見直すこととなる（首長が変わる）社会経済状況の急激な変化による見直し (2) 予定のしていなかった基本計画の改訂で、時間的な制約がある中での見直し (3) 具体的なことはできるだけ、分野別計画、実施計画に委ねるということを方向付けた。その中で、指標については特に議論はしなかったが、入れない内容となった 【人口 50,158人 平成24年9月1日現在】【滋賀県】
佐伯市	平成25年度	○	【人口 75,341人 平成24年9月1日現在】【大分県】
④ 亀山市	平成19年度	○	議決の必要な場合とは、基本計画の策定、変更(軽微なもの除く)及び廃止をしようとするときとする（下線部分は、亀山市議会基本条例から抜粋）  分野別計画との関連で、分野別計画の成果指標の目標値が変わった場合でも、方向性が変わらなければ、変更する予定はない そもそも、分野別計画に伴い変更ということになれば長期計画は成り立たない 【人口 50,120人 平成24年9月1日現在】【三重県】
小矢部市	平成21年度	○	【人口 31,297人 平成24年9月1日現在】【富山県】
加西市	平成23年度	○	【人口 46,959人 平成24年10月1日現在】【兵庫県】
えびの市	平成24年度	○	【人口 20,855人 平成24年10月1日現在】【宮崎県】
益田市	平成23年度	○	【人口 49,162人 平成24年10月1日現在】【島根県】
佐賀市	平成21年度	○	【人口 236,663人 平成24年10月1日現在】【佐賀県】
流山市	平成22年度	○	【人口 167,125人 平成24年9月1日現在】【千葉県】
鶴ヶ島市	平成23年度	○	【人口 70,389人 平成24年10月1日現在】【埼玉県】
松戸市	平成23年度	○	【人口 480,886人 平成24年9月1日現在】【千葉県】
京丹後市	平成22年度	○	【人口 57,483人 平成24年10月1日現在】【京都府】
南足柄市	平成24年度	○	【人口 43,817人 平成24年10月1日現在】【神奈川県】
名張市	平成22年度	○	【人口 79,807人 平成24年10月1日現在】【三重県】
草加市	平成23年度	○	【人口 244,882人 平成24年10月1日現在】【埼玉県】

(参考)

吹田市条例第 号

### 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止に関する事。
- (2) 基本計画（基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。）の策定、変更又は廃止に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 他市の総合計画策定の議決に関する条例

#### ① 三田市議会の議決すべき事件等に関する条例

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 三田市政の各分野における政策及び施策の基本的方向を定める計画のうち別表に掲げるものの策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止
- (2) 三田まちづくり憲章の決定、変更又は廃止
- (3) 都市宣言の制定、変更又は廃止
- (4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
- (5) 市花の決定、変更又は廃止
- (6) 市木の決定、変更又は廃止

別表（第2条関係）

- (1) 都市計画に関する基本的な方針
- (2) 三田市環境基本計画
- (3) 三田市スポーツ推進基本計画
- (4) 次世代育成支援地域行動計画
- (5) 障害者福祉基本計画
- (6) 三田市高齢者保健福祉計画
- (7) 三田市介護保険事業計画
- (8) 教育振興基本計画

#### ② 木津川市議会基本条例

(議決事件の追加指定)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事件は、市政全般における重要な計画等の策定又は変更について、議会と市長等がともに市民の視点に立った透明性の高い市政の運営の必要性から、次を定める。

- (1) 木津川市総合計画に係る**基本計画**
- (2) 木津川市都市計画マスタープラン

③ 野洲市議会基本条例

(議決事件)

第 11 条 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法第 2 条第 4 項に規定する基本構想に基づく基本計画の制定又は変更

(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針 (行政内部の管理に係る計画又は指針及び計画期間が 5 年未満の計画を除く。) で、次に掲げるもの

ア 野洲市国土利用計画

イ 野洲市人権施策基本計画

ウ 野洲市次世代育成支援行動計画

エ ほほえみやす 2 1 健康プラン

オ 野洲市都市計画マスタープラン

カ 野洲市環境基本計画

キ 野洲市教育振興基本計画

④ 亀山市議会基本条例

(議会の議決事件)

第 11 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件については、法第 2 条第 4 項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものは除く。)及び廃止をしようとするときとする。

3 選択肢の考察

(1) 指標は、総合計画の附属資料で示し、別に進行管理する

(2) 基本計画で中長期を見据えた指標を設定するとともに、分野別計画との関連性を整理